

団体保険のお知らせ

- ①新・団体医療保険 ②団体傷害保険総合
③団体交通障害保険(自転車)

保険期間:2026年11月1日~2027年11月1日 申込締切:2026年10月9日

※チラシは職場回覧します。詳しくは生協ホームページをご覧ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoku/kan.html)

問い合わせ先 (保険会社等の連絡窓口)

- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル] 0570-022808 <通話料有料>
受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)

ご契約内容に関するお問い合わせ先 (取扱代理店、引受保険会社の連絡窓口)

- 取扱代理店
美総合保険
〒604-0903
京都市中京区河原町通夷川上る指物町320
TEL 075-256-2811 FAX 075-256-2141
(受付時間: 平日の午前9時から午後6時まで)
- 引受保険会社
損害保険ジャパン株式会社 京都支店法人支社
〒604-8152
京都市中京区烏丸通錦小路上手洗町671
TEL 050-3808-3085 FAX 075-283-0135
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

- 非幹事代理店 京都府庁生活協同組合

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

1

2026年度 京都府庁生活協同組合

新・団体医療保険のご案内

(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約等セット団体総合保険)

団体割引

10%

組合員の方の4つのメリット



1. 医療保険単独のご加入が可能!

2. ご家族の方だけでもご加入できます。

(*) 配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族を被保険者としてご加入できます。

3. 日帰り入院から補償!

(*) 日帰り入院とは、日帰り手術のために1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

4. 各種安心サービスがご利用可能!!

(*) ご加入者の方は「健康・医療相談サービス」「介護関連相談サービス」「法律・税務・年金相談サービス(予約制)」を含む様々なサービスがご利用可能です。なお詳細につきましてはパンフレットをご確認ください。

ご加入要領

- ご加入ご希望の方は、美総合保険【裏面に連絡先あり】までご連絡ください。
- さらに詳しいパンフレットをご希望の場合は、美総合保険までご請求ください。
- 保険料のお支払いは2027年1月給与から毎月控除されます。退職者の方は、口座引落としとなります。

保険開始日: 2026年11月1日

申込締切日: 2026年10月9日

ご連絡先: 美総合保険

SJI26-12690 2026.08.31

団体割引
10%

2026年度 京都府庁生活協同組合

② 団体傷害保険のご案内 (傷害総合保険)

組合員の方の4つのメリット

1. 自転車搭乗中のケガ、賠償事故も補償！
2. 国内・外を問わず24時間補償で安心！
※ 個人賠償責任補償は国内のみ補償。示談交渉サービスつき(日本国内のみ)
3. ケガについて入院・通院・手術を補償！
4. 入院保険金は1日目からお支払い可能！

(保険期間1年、職種別A級、団体割引10%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

	補償内容	パーソナル(個人)コース A	カップル(夫婦)コース B	ファミリー(家族)コース C
本人	入院保険金日額	5,000円	5,000円	5,000円
	手術保険金	<重大手術の場合>入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合>入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額	2,500円	2,500円	2,500円
配偶者	入院保険金日額	5,000円	5,000円	5,000円
	手術保険金	—	本人様の【手術保険金】に同じ	本人様の【手術保険金】に同じ
	通院保険金日額	—	2,500円	2,500円
親族	入院保険金日額	—	—	3,000円
	手術保険金	—	—	本人様の【手術保険金】に同じ
	通院保険金日額	—	—	1,500円
個人賠償責任特約		1億円		
月払保険料		1,310円	2,360円	3,520円

ご注意事項

- 所定の手術を受けた場合、手術保険金(入院中の手術の場合は入院保険金日額の20倍、外来の手術の場合は入院保険金日額の5倍、入院が外来にかかわらず重大な手術の場合は入院保険金日額の40倍の額)をお支払いします。
- ファミリーコースにおける「親族」とは「本人」または「その配偶者」の、同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子をいいます。
- 個人賠償責任については各コースとも下記のとおりです。
- ①本人②本人の配偶者③本人またはその配偶者の同居の親族④本人またはその配偶者の別居の未婚の子⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります)ただし、本人に関する事故にかぎります。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります)ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- 被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お支払例

自転車
搭乗中
のケガ



他人に
ケガを
負わせた



料理中
にヤケド



転倒して
ケガ



京都府庁生活協同組合の組合員の皆さまへ

団体傷害保険

「自転車事故」への備えのご案内

傷害総合保険(交通傷害危険のみ補償) 個人賠償責任補償特約セット



京都府では2018年4月1日より条例が施行され、自転車を利用するすべての人に、自転車賠償責任保険の加入が**義務化**されました。

近畿の4府県(大阪府・兵庫県・滋賀県・奈良県)三重県では、自転車保険への加入が義務化されています。

「自転車事故」への備えは万全ですか？

保険期間

2026年11月1日午後4時から2027年11月1日午後4時まで

保険料のお支払い

2027年1月給与控除(退職者の方は、口座より引落としとなります。)

いつ起こるかわからない自転車の事故。自転車を取り巻くさまざまなリスクに備え「安全・安心」な自転車ライフをおくることができるよう、損保ジャパンでは自転車事故などの交通事故によるケガや自転車事故を含む日常生活における損害賠償リスクに対する補償をご提供します。

例えば、このような事故の場合に保険金をお支払いします。

例えば、このような事故の場合に保険金をお支払いします。

<賠償のリスク>

示談交渉サービス付(※)
<国内で発生した事故のみ>

国内外問わず補償！！

自転車事故による損害賠償責任

- ・自転車で通行中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった。



自転車 対 歩行者
自転車 対 自動車
自転車 対 自転車

自転車事故以外の日常生活による損害賠償責任

- ・買い物中に商品を壊してしまった。
- ・飼った犬が他人にケガをさせた。



<交通事故によるケガのリスク>

国内外問わず補償！！

自転車事故によるケガ

- ・自転車で転倒して骨折。5日入院した。



自転車事故以外の交通事故によるケガ

- ・車にはねられてケガをした。
- ・バスのステップを踏み外してケガをした。



(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。